## カワサキ会計事務所だより

令和元年 5月号

発行所 カワサキ会計事務所 〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおうら3F TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835 URL http://www.kawasaki-kaikei.com 発行人 税理士 川崎 清廣

5月の税務カレンダー 固定資産税 第1期

長崎市ホームページより

## 軽減税率対策補助金について



軽減税率対策補助金において、新たにC型(C-1.2.3)が追加されました。 (A.B型はH28.5月の事務所だよりにてご案内しています)

- A型・・・複数税率対応レジの導入等のための支援
- B型・・・電子的な受発注システムの改修・入替えのための支援
- C型·・・請求書管理システムを改修・導入するための支援
  - C-1型・・・請求書管理システムをメーカー等に頼み、メーカー等が代理申請します。
  - C-2型・・・請求書管理ソフトウェアを自己購入する場合に適用されます。
  - C-3型・・・ハードウェアと一体化した請求書管理ソフトと事務機器を改修・導入する場合、 代理店が申請します。

例えばC-2型のように自己購入の場合は請求書管理ソフトウェアとソフトウェアを使用するための最低限必要なパソコン・プリンタが対象となります。 クラウド環境の構築費や利用料等は補助対象となりません。

C-2型の補助率及び補助金上限額は次の通りです。

	補助率	補助金上限額
ソフトウェア	3/4 対象範囲外の機能を含む場合は、 購入費用の1/2とし、これに 補助率3/4を乗じます	1事業者あたり 150万円以内
ハードウェア	1/2	

C-2型の補助対象期間は、2019年1月1日~2019年9月30日までに購入・支払いを済ませたものが対象となります。

受付期間は2019年12月16日までです。

弥生販売、販売王、販売大臣等、複数税率対応の請求書管理ソフトを導入される方は是非ご活用ください。

## <ゴールデン・ウイークの過ごし方>

ゴールデン・ウイーク前に、毎年の恒例行事ですが、中山の大藤(柳川市)と黒木の大藤(八女市)を見物がてら 1泊2日の小旅行を行いました。

5月2日から5日まで「雪浦ウイーク」が開催されました。「雪浦ウイーク」は第21回目の開催。 毎年この時期に 開催されています。

このイベントは西海市大瀬戸町雪浦地区でゴールデンウィークの時期に開催されている街歩きイベントです。「雪浦ウイーク」は、そこで暮らし、さまざまな産物の生産・創作・趣味の場を年1回解放して、人と人がふれあいながら楽しめる催しです。 雪浦を散策後、「音浴博物館」に寄りました。(URLは http://onyoku.org/です)(NPO)雪浦あんばんねが運営する「ゆきや」やゲスト・ハウスもオープンしていました。益々雪の浦を訪問する愉しみが増えそうです。(URLは http://www.yukinoura.net/です)